

## 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「府県」という。）並びに関西広域連合（以下「広域連合」という。）と、別記の全日本不動産協会府県本部（以下「不動産協会府県本部」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

**第1条** この協定は、大規模広域災害時において、府県が不動産協会府県本部に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

**第2条** 府県は、大規模広域災害時において、自府県内に避難している被災者のために、自府県に所在する不動産協会府県本部に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
- 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、府県が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力
- 2 府県は、自府県以外の府県に所在する不動産協会府県本部に対し、前項に定める協力を要請する場合は、当該協会の所在する府県を通じて行うものとする。
- 3 前項の場合において、要請を受けた府県に所在する不動産協会府県本部では対応が困難であると判断されるときは、当該府県又は要請を行った府県は広域連合に対し、必要な府県間の調整を求めることができる。
- 4 広域連合は、前項の要請を受けたときは、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、関係府県に通知する。なお、他の府県との調整は、近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定第2条に基づく協議を踏まえて行う。

### （協力）

**第3条** 不動産協会府県本部は、前条の規定に基づく府県からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、府県に可能な限り協力する。

- 2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(府県の役割)

第4条 府県は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
  - 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
  - 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
  - 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
  - 五 その他関係者との調整に関すること
- 2 府県は、前項に掲げる業務の一部を、不動産協会府県本部その他府県の定める者に委託等することができる。

(不動産協会府県本部の役割)

第5条 不動産協会府県本部は、第3条に基づき府県に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として府県が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 府県から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、府県が民間賃貸住宅の被災者への提供等について、不動産協会府県本部と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、府県並びに広域連合及び不動産協会府県本部の協議の上定める。

(雑則)

第8条 第6条の個別協定を締結していない府県においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる（第2条第2項から同条第4項の規定を除く。）。

第9条 この協定は、平成27年 8月17日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(別記)

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部  
公益社団法人全日本不動産協会三重県本部  
公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部  
公益社団法人全日本不動産協会京都府本部  
公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部  
公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部  
公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部  
公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部  
公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部  
公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部

平成27年 8月17日

福井県

福井県知事 西川一誠

三重県

三重県知事 鈴木英敬

滋賀県

滋賀県知事 三日月大造

京都府

京都府知事 山田啓二

大阪府

大阪府知事 松井一郎

兵庫県

兵庫県知事 井戸敏三

奈良県

奈良県知事 荒井正吾

和歌山県

和歌山県知事 仁坂吉伸

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

関西広域連合

広域連合長 井戸敏三

公益社団法人全日本不動産協会福井県本部

本部長 吉田啓司

公益社団法人全日本不動産協会三重県本部

本部長 東辻広行

公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

本部長 中川俊寛

公益社団法人全日本不動産協会京都府本部

本部長 坊雅勝

公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部

本部長 三本皓三

公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部

本部長 南村忠敬

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部

本部長 梅原寛克

公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部

本部長 坂本俊一

公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部

本部長 三橋英雄

公益社団法人全日本不動産協会徳島県本部  
業務執行者  
公益社団法人全日本不動産協会  
理事長 原 嶋 和 利